

大口定期

ご利用いただける方		個人のお客さま、法人のお客さま	
預入	期間	定型方式……1か月、2か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、4年、5年、7年、10年。※自動継続扱いができます。 期日指定方式……1か月超10年未満	
	方法	一括預入となります。	
	金額	1,000万円以上	
	単位	1円	
払戻方法		満期日以降に一括払戻となります。	
利息	適用金利	1千万円以上3千万円未満、3千万円以上5千万円未満、5千万円以上1億円未満、1億円以上3億円未満、3億円以上10億円未満、10億円以上において期間別金額階層別の店頭表示の利率（固定金利）を適用します。 ※金融情勢により、期間別金額階層別金利は同じになることがあります。	
	利払頻度	中間利払…約定期間が2年以上10年以下のものについて、約定利率の70%を1年ごとの応当日にお支払いします。 満期利払…解約利息（中間利払済の場合は、解約利息と中間利払利息との差額）をお支払いします。	
	付利単位	1円	
	計算方法	単利計算。1年を365日とする日割り計算とします。	
	計算期間	預入日から満期日の前日までの期間とします。	
総合口座の取扱		個人のお客さまに限り取扱いできます。	
		貸越極度	担保定期の90%で最高限度200万円です。
		貸越利率	担保定期の約定利率に0.5%を加えた利率となります。
税制上の取扱		個人の場合…分離課税（税率20%）、マル優の対象にはなりません。 ※復興特別所得税が付加されることにより、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの25年間、20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）となります。 法人の場合…総合課税又は非課税	
中途解約の取扱		当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息（以下「満期日前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）および次に掲げる方法により算定する利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。	

大口定期

	<p><利率の算定方法></p> <p>次のAまたはB（AおよびBの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、いずれか低い利率。</p> <p>A. 約定利率×70%</p> <p>B. 約定利率－〔（基準利率－約定利率）×（約定期間－預入期間）÷預入期間〕</p> <p>上記の基準利率は、解約日にこの預金の元金を証書表面記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。</p> <p>前項の基準にもとづき計算した利率が預入日における普通預金の利率を下回る場合は、前項の規定にかかわらず、預入日における普通預金の利率を適用します。</p>
満期後利息の取扱	解約日時点の普通預金利率を適用します。
預金保険制度	預金保険制度の対象となります。（ただし、預金保険の対象となっている他の預金と合算して元本1,000万円までとその利息に限ります。）
金利情報の入手方法	窓口でお問い合わせください。
当行が契約している指定紛争解決機関	<p>全国銀行協会</p> <p>連絡先 全国銀行協会相談室</p> <p>電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</p>

（平成28年1月現在）